

## 第21回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日時：H21.7.17(金)10:04 - 10:55

場所：議事堂6F601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（9名）、事務局

資料：第21回議員提出条例に係る検証検討会事項書

議会事務局提出資料

資料1 第22回議員提出条例に係る検証検討会における討議の論点(座長案)

### 議事概要

委員：第21回議員提出条例に係る検証検討会を開会する。前回の検討会において、「三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例」から順次、検証することとなった。この条例について、事務局で政策法務レポートとしてまとめたとのことであるので、本日は、これについての説明を聴取する。  
なお、このレポートについては、近く、議員各位に、情報提供されるとのことである。

### (事務局説明)

委員：政策法務レポートの説明について、委員から質疑はあるか。

委員：この条例に基づいて「基本的な計画」は議決の対象となるとのことだが、この「基本的な」とは、どのようなものか。

事務局：その点についてまさにこれから議論いただくことになろうかと思っていたが、この「基本的な」の解釈が共有されない、曖昧な表現になっているのではないかとと思われる。

委員：5年ということから、5年超は基本的と解釈されているということか。

事務局：5年が適切かどうか、あるいは例えば3年が適切なのではないかなどについてもご議論いただきたい。

「基本的」については、例えば、人権や環境などの分野における計画は様々あるところだが、環境保全活動・環境教育基本方針は基本的な計画に該当せず、環境基本計画は(基本的な計画に)該当するとして整理されているものである。

委員：先ほど、消極論の説明の中で、計画の多くは予算を伴うものであり、議会は予算の審議を通じて計画について議論し、チェックを行うことができるとのことだった。しかし、教育振興ビジョンは、予算を伴うものではない。他方、「美し国おこし・三重」や「新県立博物館基本計画」は、予算が付いているものである。どのよう

な計画は予算が付き、どのような計画は予算が付かないなど、整理はできるのか。

事務局：別途調査を実施しており、本県の計画は約 130 程度あるところである。計画策定の根拠は、法律、条例あるいは何にも基づかないなど様々であり、こういったものに予算が付くあるいは予算が付かないなど、正確には把握できないものである。

委員：計画には、例えば農業や教育に関するものなど国の計画に基づいて県が策定しなければならないものがある。あるいは県が食料基本条例のようなものを制定して計画を策定しようとしているものがあり、様々である。各部では、それぞれの計画の位置付けを整理しているのか。

事務局：各計画によって様々である。

委員：議会が計画を議決することについては、知事とともにその計画と一緒にやっていくという責任を負うという意味で両刃の剣である。従って、議決されたその計画を、その後チェックしていく意味が大きいものと考えられる。この検討会で検証するという事は、議決されたものについてチェックできてきたのかという観点が必要かと思われる。また、チェックできなかったものについては、なぜできなかったのかの要因を調べる必要がある。

2点目として、議決対象となっているものは5年超の計画だが、5年以下のものにはチェックが行われないので、これをどうするか、この検討会で議論する必要があると考える。

委員：これまで議決された4本の計画以外のもので、チェックしなければならなかったものを洗い出していけば、浮かび上がってくるのではないかと。

委員：それは、議決を要する5年超の計画以外のものとして、どのようなものがあったかということか。

委員：両方の意味があると考え。議決したものについて議会がどのようなチェックをしてきたのか、もう一つは、(議決対象とならず)チェックができなかったものにもどのようなものがあったのかということである。

委員：チェックをする必要があったものがあるのではないかとと思われる。

委員：参考資料3において、地方自治法第96条第2項についての研究で、近々のものとして H21.6.16 の地方制度調査会の答申がある。ここで、「議会制度のあり方」における「議決事件の追加」において、第96条第2項について、「各地方公共団体においては、中長期的な地域の課題を議会で議論するため、総合計画やその他の法定の計画を議決事件として追加するなどの取組が行われており、このような手法によって、一層議会の審議の活性化が図られることが期待される」とされている。この条例検討会においても、われわれはそういう方向で議論すべきと考えるが、それでよいのか。

事務局：積極論及び消極論の両方を紹介したのは、今回は検証であるので、ゼロベ

ースというか、方向性も検討会でお決めいただき、その方向でご議論いただくためである。

委員：いろんな意見があることを承知した上で、われわれは積極論に注視しつつ議論していきたい。

委員：この条例が制定された後、他の府県において類似の条例が制定されたということは、三重県には先見性があったということになる。消極論というわけではなく、検証し、現在の条例に問題があれば正していくことがこの検討会の役割かと考える。

議決の対象となる計画は5年超のものであり、場合によっては3年の計画として議会の審議の対象とならず素通りのものもあったかもしれない。その部分も含めて、ご議論いただきたい。

委員：その上で、他の府県の様子を見ると、年数規定を設けていないものがある。三重県としてはどちらにするのがよいかという議論がある。議決の対象として、事務が増えたり、議会の煩雑さを増すことになったりすることも懸念される。このような状況もかんがみて、この検討会としてどうするか議論することでよいか。

事務局：それも含めてご議論いただきたい。

委員：県の総合計画は約10年後を見据えている。その下に、年次計画やアクションプログラム、実施計画などがある。それらをすべて、この検討会において検証するのか。

委員：この検討会では、計画そのものを検証するものではない。計画を議決するという条例の在り方を検証するものである。

委員：(議会事務局提出資料の)参考資料1で、他の府県について、「附則等において、既存の計画が該当するとみなされた例」というものがある。他の府県の条例では、附則を設けているのか。

事務局：本県の条例においても、附則が設けられているところである。附則第2項において経過措置として、三重のくにづくり宣言、科学技術振興ビジョン、教育振興ビジョン、新エネルギービジョン、青少年健全育成ビジョンは、この条例の制定時、既に策定されていた計画であるが、(本則第2条各号に該当し)議決対象となる計画とされている。これらについては、条例施行後の計画の変更について議決を要するという扱いとされた。

委員：全3条の条例(本則)の後ろに、附則が設けられているわけか。

事務局：さらに、条例に基づいて計画が策定されることとなっているもの、例えば自然環境保全条例に基づく自然環境保全基本方針や、環境基本条例に基づく環境基本計画などについても、当該条例に基づいて、議会の議決を要することと改正されている。これらは、それぞれの条例に基づいて議決をすることとされている。

委員：計画は、国の法令等に基づくもの、県の条例に基づくもの、それ以外で特に法

令に根拠を持たないものがある。最後の法令や条例に根拠を持たない計画について、議決を要することと定めるのがこの条例である。

事務局：この条例に基づいて議決の対象となる計画は、計画期間が5年超であって、第2条第1号としていわゆる県の長期総合計画、第2号として基本的な施策に係る計画とされている。同条第2号について、制定当時は、科学技術振興ビジョン、教育振興ビジョンなどと定めたものである。ただし、法令又は他の条例に定めのあるものは除かれているところである。

しかし、ここで「基本的な計画」とはどのように解釈していくのか、これからご議論いただくことになろうかと思われる。

委員：例えば三重の森林づくり条例においては、条例に基づいて計画を策定し、議会の議決を要し、報告することとされている。これは、三重の森林づくり条例という県の条例に基づくものであり、この条例とは関係のないものというわけか。

事務局：三重の森林づくり条例では、第11条において基本計画の策定及び策定に当たっては議決を要することが定められている。

委員：例えば、新県立博物館基本計画などはその策定根拠となる条例がないので、この条例に基づく審議の俎上に乗る可能性があるということか。

事務局：そのとおりである。

委員：三重県議会が全国に先駆けてこのような条例を制定したことについては評価すべきだと思う。その上で、計画には国の法令に基づくもの、本県の条例に基づくもの及びこの条例に基づく議決を要するものがある。先ほど言及されたように、重要な計画であるにも関わらず条例に位置付けられていない計画を議会として議決していくというのがこの条例の趣旨であろう。

しかし、この条例が制定された当時、20の計画がリストアップされたということだが、どのようなものがリストアップされて、どうして(議決された4本の計画以外の)16本が、議論の対象とならなかったのかを検証しなければならない。その辺りの資料はあるのか。

事務局：この条例の制定に当たっては、20本の計画が議決の対象になると想定されたものである。この条例に基づいて議決されたものは4本であったということである。条例上は、既にあった計画については対象となっている。あるいは、関係条例を改正して、議決を要することとされた。

この条例の制定によって、議決の対象とされて議決された計画は十数本に上るところである。

委員：参考資料2に挙げられたものはすべてこの条例が制定された後に議決されたものであり、予定はほぼクリアされたということか。

事務局：当時想定されていたものは、ほぼ対象とされたと思われる。

委員：条例制定後策定された計画で、議会の審議をすり抜けたものがあるということか。

委員：あからさまにこれまで計画期間が5年超であったものを5年以内にするとはなかったと思うが、条例制定以降に新たに策定される計画については5年以内にしてしようという誘因が働いたということはあるのではないか。

委員：新県立博物館基本計画など計画期間5年のものは自動的に入ったと思われるが。

委員：5年を超えなければ対象とならないので、新県立博物館基本計画などは対象外である。

委員：5年を超える計画といえば、次は10年である。

事務局：県民しあわせプランは約10年先を見据えているということから、議決の対象となっている。しかし、これに基づく戦略計画は4年間の計画期間で策定されているものであり、計画全体として捉えれば(戦略計画は)議決の対象となり、個別に整理すれば(戦略計画は)議決の対象とならない。

それらも含めてご議論いただきたい。

委員：博物館については昨年度から議論しているところなので、(その計画期間は)6年間ではないのか。

委員：計画が決定してからであるので5年間として、対象外である。

事務局：先ほどのご質問について、当初議決の対象と想定した計画20本の中には、産業振興ビジョン、水道整備基本構想なども入っているところである。しかし、これらは、いかなる経緯があったか詳しくは知らないが、議決の対象とはなっていないところである。

委員：この条例の制定当初に、20本の計画が議決対象として想定されたが、すべての計画としては136本があったというものである。そのうち5年超の計画であるが対象とされなかったものの中で、議決すべきものがあるのか、あるいは年数に関わらず本来であれば議決すべきものがあったのか、例えばそれはどのようなものか、お示しいただきたい。

委員：それらについては、準備はさせていただいている。

この政策法務レポートについての質疑は、終了することとする。次回第22回の検討会について協議を行う。資料1を配付する。

これは、座長及び副座長で協議の上、次回の検討会で、議論したいという論点を挙げたものである。

次回の検討会においては、これらの論点を例として、討議したいと考えている。委員各位は、この論点について、ご意見を準備いただくようお願いする。また、これらの論点以外について、討議すべきというご意見があれば、別途、座長に申し出ていただきたい。

本日の検討会は閉会する。

(終了)